

夏キャンペーンPR ツール作成業務の実施に伴う
企画公募型コンペ 仕様書

平成26年4月

1. 総則

1.1 業務の件名

「夏キャンペーン PR ツール作成業務」（以下「本業務」という）とする。

1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

2. 業務概要

2.1 業務の目的

沖縄県・沖縄観光コンベンションビューローでは、国内需要安定化の為、季節ごとの魅力を発信する「旬香周島おきなわキャンペーン」を継続実施していく。夏期のプロモーションでは、「家族旅行」や「学生旅行」をターゲットに離島を含めた「夏の沖縄」の魅力を見出し、新たな沖縄観光のイメージを定着させ、従来の沖縄観光のイメージにとらわれない新たな需要を掘り起こし、沖縄旅行未経験市場の開拓及び、リピーターの再訪促進を通して、目標を達成するための施策展開を行う。本業務では、プロモーションツールを作成し「夏の沖縄」の魅力を広く発信し、国内における沖縄県への安定的な誘客と観光経済効果の向上を図ることを目的とする。

2.2 業務の概要

本業務においてはポスター、リーフレット、映像などの各種プロモーションツールにより、夏の沖縄の観光情報発信や各種体験プログラムの提案などをおとして、夏期の観光客誘致に繋げ、観光経済効果を最大限に引き出すことを目指す。

2.3 業務委託の範囲

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 「家族旅行」「学生旅行」の誘客に繋がる下記のツール作成。

| | |
|---------------------|-------------------------|
| ア. 家族旅行向け B2 ポスター | 1 種 1,000 部 |
| イ. 家族旅行向け PR リーフレット | 1 種 8,000 部 |
| ウ. 家族旅行向けスイング POP | 1 種 4,000 部 |
| エ. 家族旅行向け PR 映像 | 1 種 3 点 (15 秒、30 秒、1 分) |
| オ. 学生旅行向け B2 ポスター | 1 種 500 部 |
| カ. 学生旅行向けイメージ写真素材 | 10 点 |
| キ. 学生旅行向け PR 映像 | 1 種 3 点 (15 秒、30 秒、1 分) |

ク。夏の沖縄の風景・イベント等の写真素材撮影 10点程度

(2) 業務完了報告書の作成

※制作物の狙いなどの報告を取りまとめること。

※業務にかかった費用内訳およびその支払を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること

例）・外注先企業等からの請求書

・外注先企業等への支払証明書 など

(3) その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務。

2.4 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は表1のとおりとする。

表1 成果物等一覧

| 項目 | 内容 |
|---------|---------------------------------|
| 素材データ | 本業務で使用した映像、写真、図版素材等の電子データ（非圧縮） |
| PRツール | 作成したポスター、リーフレット、スウィングPOPなど（各5点） |
| 業務完了報告書 | 本業務の効果を検証した報告書 |
| その他 | 上記以外に、業務に伴い作成した成果物（各5点） |

2.5 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールにあわせて平成26年9月1日（月）までに受託内容の実施を行い、平成26年9月30日（火）までに業務完了報告を行うこと。

【制作の優先順位およびスケジュール】

①家族旅行向け ポスター・リーフレット・スウィングPOP

②学生旅行向け ポスター・写真

※①・②は5月30日（金）までに納品

③家族旅行向け 映像

④学生旅行向け 映像

※③・④は、6月16日（月）までに納品

⑤風景・イベント写真素材 ※7月～8月にかけて撮影・納品 10点程度

2.6 瑕疵担保責任

OCVB への引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の修補を行うこと。

2.7 著作権・特許等

(1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、OCVB

- 「夏キャンペーン PR ツール作成業務」企画コンペ仕様書に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
 - (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及び OCVB 内での利用、或いは沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
 - (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
 - (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
 - (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
 - (7) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

3. 要求仕様

3.1 概要

本業務においては、下記のとおり誘客ターゲットを定め、市場の特徴を踏まえたプロモーションを実施する。また、民間事業者との差別化を明確にし、沖縄県・OCVB としてふさわしい内容とする。※コピーおよびロゴについては、継続して利用する。

メインターゲット：家族旅行
サブターゲット：学生旅行
・ロゴ（データ別添）

コピー「夏族」（かぞく）
コピー「トモタビ 夏の思い出はお金で買えない」



3.2 内容

本仕様書が規定する企画提案内容は以下の通りとする。

- (1) 企画提案の根拠となる企画背景（マーケティング資料等）
- (2) 「夏の沖縄」の魅力を想起させるポスターデザイン2種（家族・学生）の提案
※ラフイラストなど、ポスターデザインのイメージが分かれば良い。
- (3) 「夏の沖縄」の魅力を具体的に紹介し、家族旅行の需要や消費単価の向上を喚起するリーフレットおよびスイングPOPなどの提案。
※キャンペーンサイト「匂香周島おきなわ」および同サイトにて実施するプレゼントキャンペーンへの誘導も考慮すること。
※サイズや形、ページ数等はイベントや旅行会社店頭での配布・設置に最適なものを提案すること。
- (4) 「夏の沖縄」の魅力を想起させるPR映像の提案
※YouTube等での動画広告としての放映も想定すること。
※絵コンテなど、映像の内容・イメージが分かれば良い。
- (5) 学生旅行向けイメージ写真素材の提案
※ラフイラストなど、写真のイメージが分かれば良い。
- (6) 夏の沖縄の風景・イベント等の写真素材の提案
※撮影候補地や撮影担当者の過去の作品など、イメージが分かれば良い。
- (7) プロジェクトスケジュール
- (8) スケジュールや実施内容を加味した企画実施体制
※企業名・個人名は明記せず、役職や担当業務、人数などにより体制を記載すること。
※一部業務の外部委託を行う際は、発注先が県内事業者か県外事業者かを明記すること。

3.3 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・パンフレットやWEBサイト等、本業務にて使用する図版及び写真は、原則として契約事業社が用意すること。
- ・掲載内容の情報については、契約事業社が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じてOCVBも校正を行う。
- ・本業務にて作成する印刷物等に使用する図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。（写真データについては電子納品をし、OCVBが認める媒体での使用が可能であるもの）
- ・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上